

八幡市プレミアム付商品券取扱事業者募集要項

1 趣旨

消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施するプレミアム付商品券事業（以下、「商品券」という。）において、商品券の取扱事業者を募集します。

2 応募資格と条件

八幡市内に店舗を有する事業者並びに長町・樋ノ口地区又は橋本地区に隣接する店舗を有する事業者（以下、「事業者」という。）。ただし、次に該当する事業者は対象外とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- (3) その他の法令又は公序良俗に反するもの

3 申込方法

事業者は、取扱事業者登録申請書兼誓約書（別記様式）に所定の事項を記入し、市に提出します。複数の店舗がある場合は、各店舗単位で提出します。登録手数料は無料です。

4 申込期限

令和元年7月5日（金）まで。なお、期限後であっても随時、受け付けます。

※上記の申込期限内に申込みをされた事業者の店舗名については、対象者に商品券購入引換券を発送する前に市ホームページで案内・周知するほか、商品券購入者に配布する取扱店一覧（チラシ等）にも掲載いたします。

5 審査・登録

市は、事業者から提出があった取扱事業者登録申請書兼誓約書を審査し、取扱事業者登録台帳に登録の上、後日、取扱事業者に登録証明書及び店頭掲示用ポスター等を交付します。

6 商品券事業の概要

- (1) 額面500円券10枚の5,000円分を1セットとし、4,000円で販売します。対象者1人につき5セットまで購入できます。子育て世帯は5セットに3歳未満の子どもの人数を乗じた数まで購入できます。
- (2) 取扱事業者は、商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）に限り、券面記載額に相当する物品の販売又は役務の提供を行います。

- (3) つり銭は支払わないものとします。
- (4) 商品券の利用限度額は設けないものとします。
- (5) いかなる理由があっても、有効期限後の商品券の使用はできません。
- (6) 商品券の使用対象外となる物品の購入又は役務の提供は、以下のものとします。
 - ① 不動産や金融商品
 - ② 債務の支払い
 - ③ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プレイペイドカードなど換金性の高いもの
 - ④ たばこ
 - ⑤ 税金、保険料、電気、ガス、水道、下水道、NHK受信料の支払い
 - ⑥ その他、消費税引上げ後の消費を喚起・下支えすると言い難いもの

7 商品券の換金

商品券の換金を受けようとする取扱事業者は、市が指定する金融機関の窓口商品券を持参します。なお、商品券の換金に関する手続きは別に定めます。

8 注意事項

取扱事業者は、次に掲げる事項を順守してください。

- (1) 特段の事業がない限り、期間中に取扱事業者を辞めることはご遠慮ください。
- (2) 市が配布する店頭掲示用ポスター等を、消費者に分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実をすみやかに市に連絡してください。
- (5) 商品券の交換、譲渡、及び売買を行ってははいけません。
- (6) 受け取った商品券を自らの支払いに充ててはなりません。
- (7) 取扱事業者がこの要項に定める事項に反した場合、市は取扱事業者登録を取消し、商品券の換金を停止することがあります。

9 取扱事業者説明会

商品券の取扱・換金方法についての説明会を開催しますので、次のいずれかの日時にご出席ください。止む得ない理由があり参加できない場合は、福祉総務課までご連絡ください。

- (1) 日時 令和元年8月27日(火)午前10時～、又は午後6時～
令和元年8月29日(木)午前10時～、又は午後6時～
- (2) 場所 文化センター3階、会議室3

